

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

↳ 返品調整引当金が廃止に

Q : 返品調整引当金制度が廃止になるとか。どのようになるのですか？

A : 段階的に縮小され廃止になります。

【解説】

返品調整引当金とは、販売した商品や製品が、将来返品されることによる損失に備えて計上するもので、税務においては、①出版業、②医薬品、農薬、化粧品、既製服等の製造業、③磁気音声再生機用レコード等の製造業等に限って、計上することが認められています。

この返品調整引当金ですが、平成33年4月に収益認識基準に関する会計基準(案)が適用されることから、この基準との整合性を図るため、平成30年度の税制改正において廃止されることとなりました。

廃止にあたっては、次のような経過措置が取られています。

すなわち、平成33年3月31日までに開始する各事業年度においては、現行の制度を適用することが認められ、平成33年4月1日から平成42年3月31日までの間に開始する各事業年度については、1年ごとに、現行の繰入限度額の10分の1ずつ縮小した額を繰り入れることができるようになり、平成43年3月期には完全に廃止ということになります。

